

「信用取引の契約締結前交付書面」の改訂について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面 (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(現行どおり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手数料など諸費用について (現行どおり)</p> <p>委託保証金について ・ 信用取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。 ・ <u>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u> また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</p> </div> <p>(現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面 (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>手数料など諸費用について (省略)</p> <p>委託保証金について ・ 信用取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。 ・ 委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。 また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。</p> </div> <p>(省略)</p>
<p>(現行どおり)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。<u>レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u> また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>(省略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ100万円以上が必要です。 また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛乗じた価格となります。</p> <p>(省略)</p>